

報道関係者 各位

令和7年10月30日

【照会先】鳥取労働局 労働基準部 監督課
課長 古山 知諒
過重労働特別監督監理官 長谷川 匡男
(電話) 0857-29-1703

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

【ポイント】

11月の「過労死等防止啓発月間」に以下のとおり取組を実施

- ・過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
日時：令和7年11月21日（金）13:30～15:30（受付13:00～）
会場：米子コンベンションセンター 6階 第7会議室
- ・過重労働解消キャンペーン
 - ①労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換
 - ②重点的な監督指導の実施
 - ③過重労働相談受付集中期間の設定 等

鳥取労働局（局長 山下 禎博）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

※「過労死等」とは

- ①業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡
- ②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

1 国民への周知・啓発

（1）過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（別添資料1もご覧ください）

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます）。

日時：令和7年11月21日（金）13:30～15:30（受付13:00～）

会場：米子コンベンションセンター 6階 第7会議室（米子市末広町294）

〔専用ホームページ〕 <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

（2）ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（別添資料2もご覧ください）

（1）労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に際し、県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

鳥取労働局長が県内企業の経営トップ等との意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します（詳細は別途お知らせ）。

（3）重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

（4）過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（土）から11月7日（金）（11月2日（日）、3日（月・祝）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、鳥取労働局及び各労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

11月1日（土）は下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

労働条件相談ほっとライン

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

（5）過重労働解消のためのセミナーを開催します（別添資料3もご覧ください）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。

[専用ホームページ] <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

○11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります（別添資料4もご覧ください）

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、こうした「しわ寄せ」を生じさせないよう、周知・啓発等について協力要請を行います。

[専用ホームページ] <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

資料1

鳥
取
会
場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くのの方の
尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加
無料
事前申込

日時

2025年11月21日(金)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場

米子コンベンションセンター
6階 第7会議室
(米子市末広町294)

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省

後援：鳥取県、米子市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

〔主催者挨拶〕 鳥取労働局

〔基調講演〕

「パワハラのは発生は予防できるのか？
過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

〔取組事例紹介〕 日本海運輸株式会社

〔過労死遺族による体験談発表〕

高橋 真一 氏 (弁護士・山陰過労死等を考える家族の会 副代表)

高木 榮子 氏 (山陰過労死等を考える家族の会 代表)

会場のご案内

米子コンベンションセンター
6階 第7会議室 (米子市末広町294)

・JR「米子駅」から徒歩5分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加 (証明) 書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

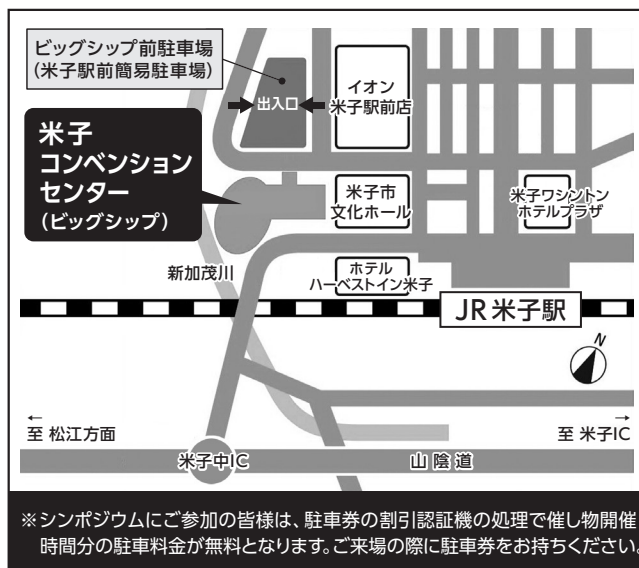
津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授

東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。

厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就労ハラスメント等防止対策強化事業」等検討委員。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 過労死防止

検索

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

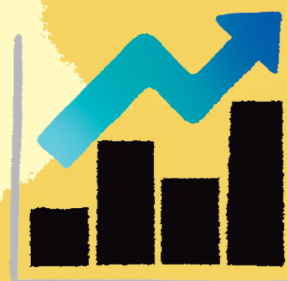
大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

オンラインセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過重労働の影響
 - ★過労死等の労災補償状況
 - ★過重労働による健康障害防止
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- オンラインセミナーでは、上記テーマ以外に
IT などを用いた業務効率化セミナーも実施します！

- ・ zoom 開催
- ・ 5 テーマに分けて開催
- ・ 1 回 120 ～ 150 分(休憩 10 分)

リアルセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・ 47 都道府県開催
- ・ 1 回 120 ～ 150 分(休憩 10 分)

令和7年10月から令和8年1月まで 詳細は2次元コードからご確認ください。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー 検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で
取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう！

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00／13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日（土）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン（☎ 0120-811-610）で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン